

2019年度 環境経営レポート



本社西側より伊那山地・南アルプスを望む

2020年5月25日 発行
集計期間：2019年4月～2020年3月



環境省
エコアクション21
認証番号 0003366

目次

環境経営方針	3
1. 組織の概要	4
2. 対象範囲	4
3. 環境経営目標	5
4. 環境経営計画	6
5. 実績・取組結果および評価	7
① 二酸化炭素排出量の削減.....	7
② 廃棄物排出量の削減	8
③ 水使用量の削減.....	8
④ 水質汚濁防止法の遵守	9
⑤ 化学物質使用量の維持管理.....	10
⑥ 環境配慮型製品の拡大と情報提供	10
環境経営計画外の環境に関わる活動.....	11
次年度の取組内容	12
6. 環境関連法規制等の遵守状況の確認および評価	13
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止組織整備法）	13
水質汚濁防止法	13
毒物及び劇物取締法.....	14
消防法.....	15
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	15
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	16
7. 代表者による全体の評価と見直し・指示	17
環境経営方針	17
環境経営目標および環境経営計画.....	17
実施体制・その他	17

環境経営方針

基本理念

「私たちは豊かな自然環境の保全に努め、自然と共存する」

方針

当社の基本理念に基づき地球環境との共生を図るべく、表面処理加工を主とする事業活動を通じて環境活動に取り組むことにより、環境調和型企業を目指します。

1. 事業活動を通じて環境に与えている影響を捉え、技術的、経済的に可能な範囲で環境経営目標を定め、全社員が参加して、環境経営の継続的改善に努めます。
2. 環境関連法規を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
3. 具体的取り組み内容
 - ① 二酸化炭素排出量の削減（重油、灯油、電力使用量の削減）
 - ② 廃棄物の削減
 - ③ 水使用量の削減
 - ④ 水質汚濁防止法の遵守（法規制値内の維持）
 - ⑤ 化学物質使用量の維持管理
 - ⑥ 環境配慮型製品の拡大と情報提供
4. 全社員に環境経営方針の理解と意識の向上を図り、達成を目指します。環境経営方針は、顧客、供給者および社外へ必要に応じて公開します。



2018年5月21日

伊那金属工業株式会社
代表取締役 平澤 泰斗

1. 組織の概要

- (1) 事業者名 伊那金属工業株式会社
創立 1965 年（昭和 40 年）
- (2) 代表者 代表取締役 平澤 泰斗
- (3) 所在地 〒399-4431 長野県伊那市西春近 5212
- (4) 事業内容 自動車部品、建築部品、装置部品、スチール家具部品への
硬質アルマイト処理、亜鉛めっき
- (5) 事業規模（2020 年 4 月 1 日現在）
従業員数 13 名
延べ床面積 2000 m²
- (6) 環境管理責任者及び担当者
環境管理責任者 取締役副社長 平澤 泰忠（担当兼務）
- (7) 連絡先 TEL : 0265-72-4107
FAX : 0265-72-4108
E-mail : info@inakinzoku.co.jp

2. 対象範囲

本社工場

- ・ 製造部門（アルマイトライン・亜鉛めっきライン）
- ・ 検査部門（検査室）
- ・ 総務部門（事務所・会議室）



本社・工場外観

3. 環境経営目標

目標項目 付加価値=売上高-(電気料+燃料費+薬品購入費)	2016~17年度 基準値	2019年度 目標	2021年度 中期目標
① 二酸化炭素排出量の削減 ※1 (kg-CO ₂ /付加価値1万円)	45.2 [電力由来] 20.3 [燃料由来] 24.9	44.7 (-1.0%)	44.3 (-2.0%)
② 廃棄物排出量の削減 ※2 (kg/付加価値1万円)	2.04	2.03 (-0.5%)	2.01 (-1.5%)
③ 水使用量の削減 ※3 (m ³ /付加価値1万円)	3.15	3.12 (-1.0%)	3.09 (-2.0%)
④ 水質汚濁防止法の遵守 ※4			
1) 排水のpH	6.5 ~ 8.1	6.0 ~ 8.4	6.0 ~ 8.4
2) 排水中の六価クロム濃度 (mg/L)	0.20 以下	0.20 以下	0.20 以下
3) 排水中の亜鉛濃度 (mg/L)	2.0 以下	2.0 以下	2.0 以下
⑤ 化学物質使用量の維持管理 (g/付加価値1万円)	216	定期的な確認	定期的な確認
⑥ 環境配慮型製品の拡大と 情報提供	六価クロム めっき廃止	六価クロメート 処理代替打診	六価クロメート 処理廃止

※1 購入電力の二酸化炭素調整後排出係数：0.372 kg-CO₂/kWh (ダイヤモンドパワー 2015年度)

※2 産業廃棄物のみ、突発的な排出は含まない

※3 工業用水のみ

※4 適用される法規制値(亜鉛は省令による暫定基準値)

pH=5.8~8.6 / 六価クロム：0.5 mg/L以下 / 亜鉛：5 mg/L以下

二酸化炭素排出量、廃棄物排出量および水使用量について、基準値を2016~2017年度の付加価値(=売上高-(電気料+燃料費+薬品購入費))1万円あたりを原単位とする実績とした上で、中期目標と今年度の目標を策定しました。

また水質汚濁防止法を遵守するため、排水のpHおよび排水中の六価クロム濃度は法規制値、亜鉛濃度については電気めっき業における暫定基準値内を維持することとし、これより厳しい目標値を設定しました。特に亜鉛濃度については、暫定基準値設定期間終了に備え他業種と同等の自主規制値を目標としました。

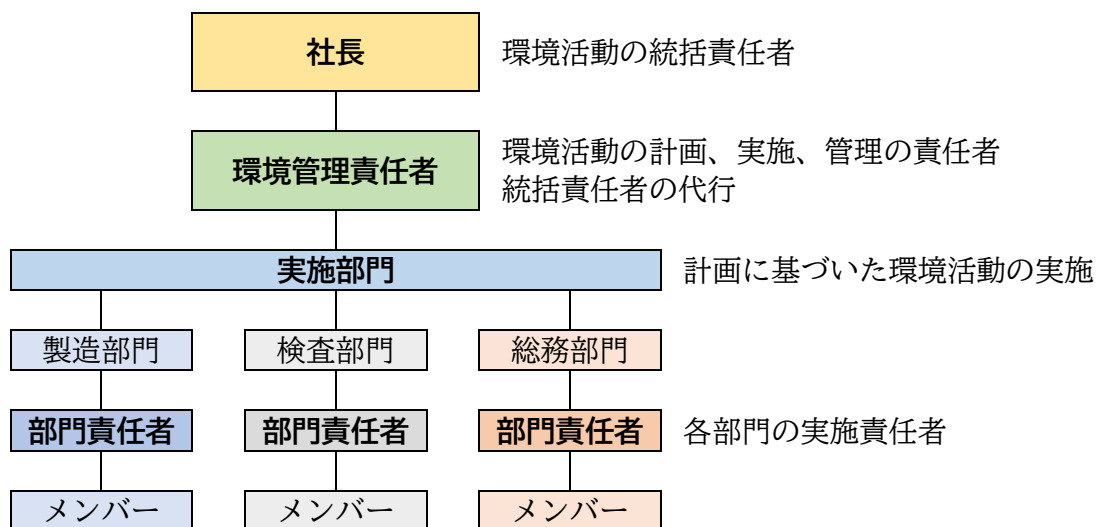
環境配慮型製品の拡大と情報提供については、六価クロム使用工程の廃止に向け、本年度の目標としては取引先へ六価クロメート処理代替を打診することとしました。

なお、エコアクション21(2017年版)では化学物質使用量の削減が求められていますが、当社においては製品の仕様により削減が困難であるため、維持管理を目標としています。

4. 環境経営計画

目標項目	取組内容	担当	期間
① 二酸化炭素排出量の削減	1) 省電力型チラー導入および効率的運用	製造	5月以降
	2) 不要時の消灯および適切な冷暖房の励行	検査	通年
	3) ボイラー入れ替えに伴う蒸気系統組み替えおよび効率的運用	製造	5月以降
② 廃棄物排出量の削減	1) 廃棄物の分別徹底（※2019年度より分別方法変更）	全社	通年
	2) スラッジの含水率低減	製造	通年
③ 水使用量の削減	1) 未使用水洗槽のバルブ閉	製造	通年
④ 水質汚濁防止法の遵守	1) 排水処理各工程におけるpHの適切な管理	製造	通年
	2) 六価クロム系排水の監視	製造	通年
	3) 高濃度亜鉛排水の監視	製造	通年
⑤ 化学物質使用量の維持管理	1) P R T R制度対象物質使用量の集計	総務	通年
	2) 使用化学物質（薬品）の確認	総務	9月・3月
⑥ 環境配慮型製品の拡大と情報提供	1) 稼働停止ラインの処理液廃棄	総務	6月
	2) 六価クロメート工程廃止の検討および取引先への打診	総務	10月
	3) 未使用薬品の廃棄	総務	12月

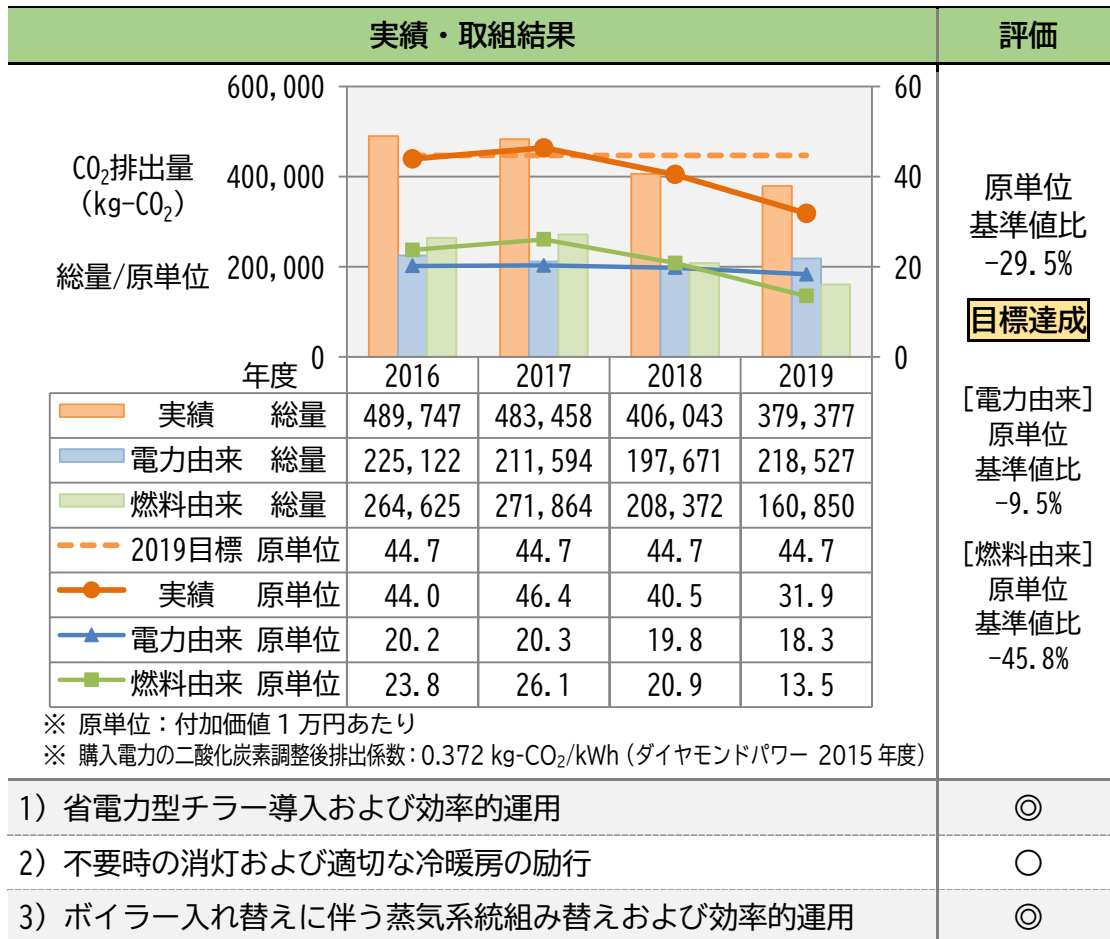
環境活動の実施にあたって2019年度は下記の部門別体制を組み、それぞれの業務内容に応じた取組を担当しました。



5. 実績・取組結果および評価

【取組への評価】 良くできた：◎ / できた：○ / さらに取り組みが必要：△

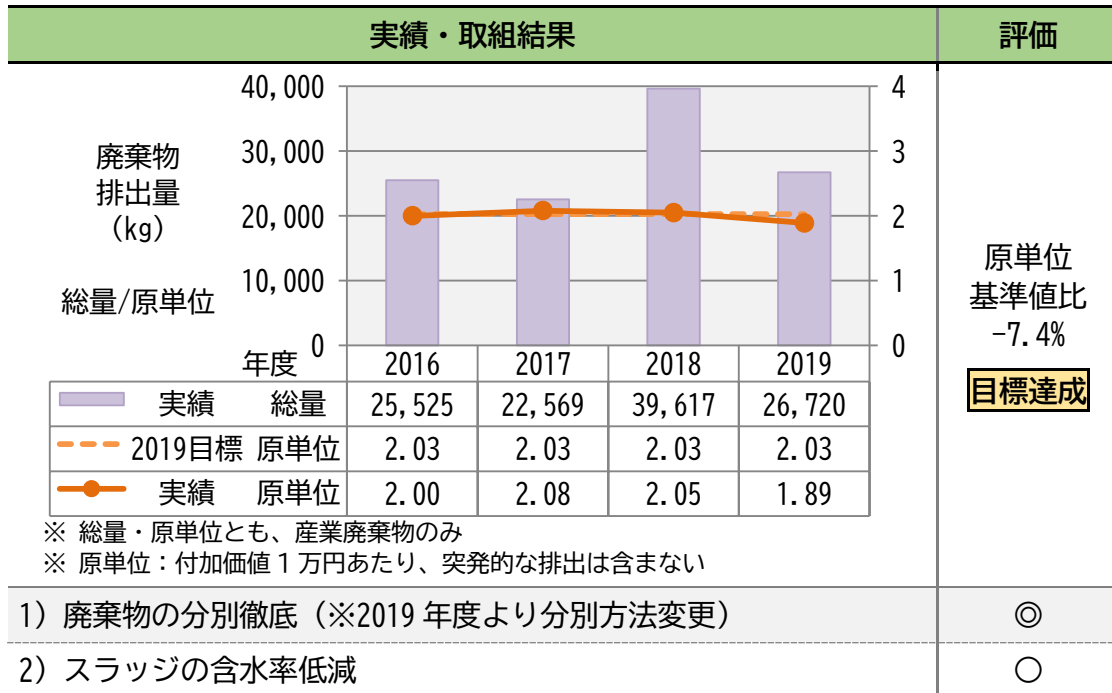
① 二酸化炭素排出量の削減



昨年度のニッケルめっきライン廃止に伴って蒸気加温箇所が減少したことにより、燃料由来の二酸化炭素排出量が大幅に削減されました。全体の生産量が増えたことにより電力由来の二酸化炭素排出量総量は増加していますが、評価基準としている原単位では減少しています。

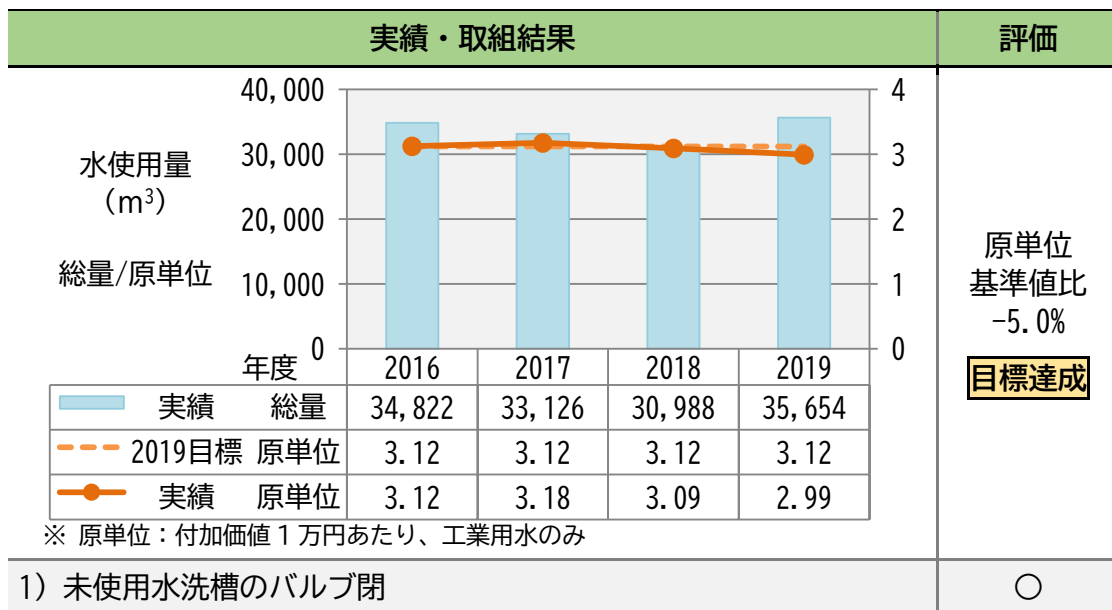
取組としては、アルマイトライン内の処理槽増設にあわせて省電力型チラーを導入し、従来機と合わせ効率的な運用に努めました。またボイラー入れ替えに伴い蒸気系統を組み替えたことにより、蒸気加温についてより効率的な運用が可能となりました。またこれらに直接関係しない部門においても、照明や冷暖房使用の面から二酸化炭素排出量の削減に努めました。

② 廃棄物排出量の削減



今年度より廃棄物の分別方法が変更になったことでプラスチック系廃棄物の増大が見込まれましたが、分別徹底を図ったことで排出が抑制され、原単位においては目標値以上の削減が実現できました。総量については不要な処理液および薬品の廃棄（原単位ではこれらを除外）の影響があり、基準年より増加しています。

③ 水使用量の削減



生産量が増えたことにより総量は増加に転じましたが、原単位では昨年のニッケルめっきライン廃止の影響もあって減少し、目標達成となりました。

④ 水質汚濁防止法の遵守

実績・取組結果		評価																																			
<p>排水のpH</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>..... 法規制 上限値</td> <td>8.6</td> <td>8.6</td> <td>8.6</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>- - - 2019目標 上限値</td> <td>8.4</td> <td>8.4</td> <td>8.4</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>- - - 2019目標 下限値</td> <td>6.0</td> <td>6.0</td> <td>6.0</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>..... 法規制 下限値</td> <td>5.8</td> <td>5.8</td> <td>5.8</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>●— 実績 最大値</td> <td>7.7</td> <td>8.1</td> <td>8.4</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>▲— 実績 最小値</td> <td>6.5</td> <td>6.6</td> <td>6.6</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table>		年度	2016	2017	2018	2019 法規制 上限値	8.6	8.6	8.6	8.6	- - - 2019目標 上限値	8.4	8.4	8.4	8.4	- - - 2019目標 下限値	6.0	6.0	6.0	6.0 法規制 下限値	5.8	5.8	5.8	5.8	●— 実績 最大値	7.7	8.1	8.4	7.1	▲— 実績 最小値	6.5	6.6	6.6	6.1	<p>最大値 8.4 最小値 6.1</p> <p>目標達成</p>
年度	2016	2017	2018	2019																																	
..... 法規制 上限値	8.6	8.6	8.6	8.6																																	
- - - 2019目標 上限値	8.4	8.4	8.4	8.4																																	
- - - 2019目標 下限値	6.0	6.0	6.0	6.0																																	
..... 法規制 下限値	5.8	5.8	5.8	5.8																																	
●— 実績 最大値	7.7	8.1	8.4	7.1																																	
▲— 実績 最小値	6.5	6.6	6.6	6.1																																	
<p>排水中の六価クロム濃度 (mg/L)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>..... 法規制値</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>- - - 2019目標</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>●— 実績 最大値</td> <td>0.09</td> <td>0.20</td> <td>0.14</td> <td>0.02</td> </tr> </tbody> </table>		年度	2016	2017	2018	2019 法規制値	0.5	0.5	0.5	0.5	- - - 2019目標	0.20	0.20	0.20	0.20	●— 実績 最大値	0.09	0.20	0.14	0.02	<p>最大値 0.02 mg/L</p> <p>目標達成</p>															
年度	2016	2017	2018	2019																																	
..... 法規制値	0.5	0.5	0.5	0.5																																	
- - - 2019目標	0.20	0.20	0.20	0.20																																	
●— 実績 最大値	0.09	0.20	0.14	0.02																																	
<p>排水中の亜鉛濃度 (mg/L)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>..... 暫定基準値</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>- - - 2019目標</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>●— 実績 最大値</td> <td>2.0</td> <td>1.7</td> <td>2.6</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table>		年度	2016	2017	2018	2019 暫定基準値	5	5	5	5	- - - 2019目標	2	2	2	2	●— 実績 最大値	2.0	1.7	2.6	2.5	<p>最大値 2.5 mg/L</p> <p>目標未達</p>															
年度	2016	2017	2018	2019																																	
..... 暫定基準値	5	5	5	5																																	
- - - 2019目標	2	2	2	2																																	
●— 実績 最大値	2.0	1.7	2.6	2.5																																	
<p>1) 排水処理各工程におけるpHの適切な管理</p>		○																																			
<p>2) 六価クロム系排水の監視</p>		◎																																			
<p>3) 高濃度亜鉛排水の監視</p>		○																																			

排水中の亜鉛濃度にて、目標を達成できませんでした。ただし亜鉛濃度の目標超過は6月および7月のみであり、その後は薬注量の調整を行ったことで目標値以内に抑えています。

⑤ 化学物質使用量の維持管理

実績・取組結果		評価												
<p>化学物質 使用量 総量 (kg)/ 原単位 (g)</p> <p>年度</p> <table border="1"> <tr> <td>2016</td> <td>2017</td> <td>2018</td> <td>2019</td> </tr> <tr> <td>2,342</td> <td>2,316</td> <td>1,097</td> <td>896</td> </tr> <tr> <td>210</td> <td>222</td> <td>109</td> <td>75</td> </tr> </table> <p>※ 原単位：付加価値1万円あたり</p>		2016	2017	2018	2019	2,342	2,316	1,097	896	210	222	109	75	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目標達成</div>
2016	2017	2018	2019											
2,342	2,316	1,097	896											
210	222	109	75											
1) P R T R制度対象物質使用量の集計		◎												
2) 使用化学物質（薬品）の確認		◎												

ニッケルめっきラインの廃止に伴いP R T R制度対象物質であるニッケルの購入が無くなったため、前年度に引き続き化学物質使用量が低下しています。

⑥ 環境配慮型製品の拡大と情報提供

実績・取組結果	評価
2019年7月以降、六価クロメート処理品受注無し（休止扱い）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目標達成</div>
1) 稼働停止ラインの処理液廃棄	◎
2) 六価クロメート工程廃止の検討および取引先への打診	△
3) 未使用薬品の廃棄	◎

昨年度稼働を停止したニッケルめっきラインについて、本年度はクロムめっき液を特別管理産業廃棄物として処分しました。また倉庫内に保管してあった未使用薬品のうち、シアン化物については特別管理産業廃棄物として処分を実施しました。

六価クロメート処理については代替処理について取引先に打診する予定でしたが、対象品について7月以降受注が無くなったため、年度末時点で処理槽を休止扱いとしています。

環境経営計画外の環境に関わる活動

緊急時対応訓練

薬品運搬中に漏洩が発生した場合を想定した訓練を行いました。

環境に関わる設備の改善

老朽化の進んでいた受電設備付帯電柱の立て替え、ならびに灯油タンクの交換を行いました。

環境配慮型製品の生産

三価クロム化成処理（三価クロメート処理）品

亜鉛めっき製品については従来六価クロムによるクロメート処理を行ってきましたが、製品中に微量ながら発がん性物質である六価クロムを含有していることから、2006年に主要製品について三価クロム化成処理（三価クロメート処理）への切り替えを実施しました。2019年7月以降については、全ての亜鉛めっき製品を三価クロム化成処理品として生産しています。

硬質アルマイト処理品

2008年より、従来の鉄製品より軽い自動車ブレーキ向けアルミニウム製ピストンへの硬質アルマイト処理品を積極的に生産しています。自動車の重量減に貢献しており、二酸化炭素排出量の削減につながっています。

処理工程内でのシアン・有機溶剤不使用

弊社の処理工程においては、シアン含有液および有機溶剤は使用していません。

工場構内の環境整備

当社の工場付近は湧水が豊富であり、構内には水路が通過しています。随時構内の緑化と、余剰となった工業用水（湧水）を生かした水場の整備に取り組んでいます。



次年度の取組内容

目標項目	取組内容	担当	期間
① 二酸化炭素 排出量の削減	1) チラーの効率的運用	製造	通年
	2) 不要時の消灯および適切な冷暖房の励行	全社	通年
	3) ボイラーの効率的運用および蒸気配管の点検・補修	製造	通年
② 廃棄物排出量の 削減	1) 廃棄物の分別徹底	全社	通年
	2) スラッジの含水率低減	製造	通年
③ 水使用量の削減	1) 未使用水洗槽のバルブ閉	製造	通年
④ 水質汚濁防止法の 遵守	1) 排水処理各工程におけるpHの適切な管理	製造	通年
	2) 六価クロム系排水の監視	製造	通年
	3) 高濃度亜鉛排水の監視	製造	通年
⑤ 化学物質使用量の 維持管理	1) P R T R制度対象物質使用量の集計	総務	通年
	2) 使用化学物質（薬品）の確認	総務	9月・3月
⑥ 環境配慮型製品の 拡大と情報提供	1) 公式ウェブサイトの更新と拡充	総務	5月・8月
	2) アルマイト処理品の受注拡大	総務	通年

次年度は、本年度設備改善を実施したチラーおよびボイラーについて引き続き効率的な運用をはかることで、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。

また、廃棄物についても分別の徹底と減量化をはかり、環境負荷の低減に努めます。

さらに、情報提供の一環として公式ウェブサイトの更新と拡充について取り組むこととし、その上で環境配慮型製品であるアルマイト処理品の受注拡大を狙います。

6. 環境関連法規制等の遵守状況の確認および評価

当社の企業活動に伴い遵守すべき環境関連法規制およびその遵守状況は、以下の一覧の通りです。

なお、当社では化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）の対象化学物質を取り扱っていますが、常時使用する従業員数が20人以下のため、対象事業者には該当しません。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止組織整備法）

第二条 第二号該当（汚水等排出施設）

対象施設：アルマイトライン、亜鉛めっきライン、
ニッケルめっきライン（稼働停止、薬液保管中）、排水処理施設

管理部門：総務

該当する条項	対応事項	遵守状況
第四条 (公害防止管理者の選任)	有資格者からの公害防止管理者の選任	問題なし
	公害防止管理者の届け出（県知事）	問題なし
第六条 (代理者の選任)	有資格者からの公害防止管理代理者の選任	問題なし
	公害防止管理代理者の届け出（県知事）	問題なし

※ 第三条に定めのある公害防止統括者については、
当社は常時使用する従業員数が20人以下のため、選任は不要です。

水質汚濁防止法

第二条 第二項 第二号該当（特定工場：電気めっき施設）

対象施設：アルマイトライン、亜鉛めっきライン、
ニッケルめっきライン（稼働停止、設備保管中）、排水処理施設

管理部門：総務

該当する条項	対応事項	遵守状況
第五条 (特定施設等の設置の届出)	特定施設の構造等の届け出（県知事）	問題なし
第七条 (特定施設等の構造等の変更の届出)	構造等の変更事項の届け出（県知事）	問題なし
第九条 (実施の制限)	設置又は構造等の変更の届け出後、 60日以内の設置又は変更の禁止 (ただし、県知事の認定による期間短縮措置あり)	問題なし

該当する条項	対応事項	遵守状況
第十条 (氏名の変更等の届出)	名称等の変更事項の届け出(県知事)	問題なし
第十二条 (排出水の排出の制限)	排水基準に適合しない排出水の 排出禁止	問題なし
第十二条の三 (特定地下浸透水の浸透の制限)	特定地下浸透水の浸透禁止	問題なし
第十二条の四 (有害物質使用特定施設等に係る 構造基準等の遵守義務)	有害物質使用特定施設の構造、設備 及び使用の方法に関する基準の遵守	問題なし
第十四条 (排出水の汚染状態の測定等)	排出水の汚染状態の測定、 結果の記録、保存	問題なし
	適切な排水口の位置及び排出方法の実施	問題なし
	有害物質使用特定施設の定期点検、 結果の記録、保存	問題なし
第十四条の四 (事業者の責務)	汚水又は廃液の公共用水域への排出 又は地下への浸透の状況の把握	問題なし
	汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の 水質の汚濁の防止のため必要な措置の実施	問題なし

毒物及び劇物取締法

第二十二條 第一項該当(業務上取扱者)

対象施設: 毒物劇物貯蔵倉庫

管理部門: 総務

該当する条項	対応事項	遵守状況
第二十二條 (業務上取扱者の届出等)	使用する毒物劇物等の届け出(県知事)	問題なし
	変更事項の届け出(県知事)	問題なし
第二十二條第四項 (毒物劇物取扱責任者)	毒物劇物取扱責任者の配置	問題なし
	毒物劇物取扱責任者の届け出(県知事)	問題なし
(毒物又は劇物の取扱)	毒物劇物の盗難及び紛失の防止	問題なし
	毒物劇物の漏えい及び地下浸透の防止	問題なし
	毒物劇物への飲料用容器の使用禁止	問題なし
(毒物又は劇物の表示)	容器への毒物劇物の表示	問題なし
	貯蔵場所への毒物劇物の表示	問題なし

消防法

第三章 危険物 該当（地下タンク貯蔵所）

対象施設：地下タンク（A重油）

管理部門：総務

該当する条項	対応事項	遵守状況
第十条	指定数量以上の危険物の貯蔵所以外での貯蔵又は貯蔵所及び取扱所以外での取扱禁止	問題なし
	危険物の貯蔵又は取扱における技術基準への準拠	問題なし
第十一条	貯蔵所及び取扱所設置（変更）許可の申請（消防組合長）	問題なし
	貯蔵所及び取扱所の設置（変更）完了時の完成検査の申請及び技術基準への適合認定	問題なし
第十一条の二	貯蔵タンクの完成検査前検査の受審及び技術基準への適合認定	問題なし
第十二条	貯蔵所及び取扱所の技術基準への適合維持	問題なし
第十三条	危険物取扱者以外の者だけの危険物取扱禁止	問題なし
第十三条の二十三	危険物取扱者の保安講習受講	問題なし
第十四条の三の二	貯蔵所の定期点検及び結果の記録、保存	問題なし
危険物規制令第十三条	地下タンク貯蔵所の標識及び掲示板の設置	問題なし
危険物規制令第二十条	消火設備の設置（小型消火器2個以上）	問題なし

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

対象施設：廃棄物置場

管理部門：総務

該当する条項	対応事項	遵守状況
第十二条 （事業者の処理）	産業廃棄物保管基準の遵守	問題なし
	登録された産業廃棄物運搬業者及び処分業者への委託の遵守	問題なし
	産業廃棄物の運搬又は処分の委託基準（許可内容、許可期限含む）の確認	問題なし
	産業廃棄物の運搬又は処分委託時の処理状況の確認	問題なし

該当する条項	対応事項	遵守状況
第十二条の二 (事業者の 特別管理産業廃棄物に係る処理)	特別管理産業廃棄物保管基準の遵守	問題なし
	登録された特別産業廃棄物運搬業者 及び処分業者への委託の遵守	問題なし
	特別産業廃棄物の運搬又は処分の委託 基準（許可内容、許可期限含む）の確認	問題なし
	特別産業廃棄物の運搬 又は処分委託時の処理状況の確認	問題なし
	有資格者からの特別管理産業廃棄物管理責任者の配置	問題なし
第十二条の三 (産業廃棄物管理票)	産業廃棄物管理票の交付	問題なし
	産業廃棄物管理票の保存	問題なし
	産業廃棄物管理票の写しの確認および保存	問題なし
	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の 作成および提出（県知事）	問題なし
	産業廃棄物管理票の写しの 未到着時等の適切な対応	問題なし
施行規則第八条 (産業廃棄物保管基準)	周囲への囲い及び掲示板が設置された 場所への保管	問題なし

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

第一種特定製品（冷凍機器）設置

対象施設：アルマイトライン

管理部門：総務

該当する条項	対応事項	遵守状況
第十六条 (管理者判断基準の遵守)	適切な場所への設置・ 設置する環境の維持保全の実施	問題なし
	日常の簡易点検および専門知識を 有する者による定期点検の実施	問題なし
	日常の簡易点検および専門知識を 有する者による定期点検の実施	問題なし
	点検・修理、冷媒の充填・回収等の 履歴の記録および保存	問題なし
	整備業者等の求めによる記録の開示	問題なし
第八十六条	冷媒フロン類のみだり放出禁止	問題なし

いずれの法規についても、遵守状況に問題ありません。また関係当局からの違反の指摘や、利害関係者からの訴訟などありませんでした。

7. 代表者による全体の評価と見直し・指示

年1回、代表者による環境活動の実施状況の確認と見直しを行っています。今年度の評価および見直し・指示内容は、以下の通りです。

環境経営方針

昨年度初に、環境方針から環境経営方針への改訂を実施している。特に「具体的取り組み内容」の「環境配慮型製品の拡大と情報提供」については、六価クロム使用工程の廃止と薬液廃棄を順次進めているが、今後は情報提供の面にも目を向け取り組みを行っていくこと。

環境経営目標および環境経営計画

ニッケルめっきラインの廃止と蒸気系統の改善に伴い、A重油使用量が大きく減少した。また電気使用量も原単位では減少しており、二酸化炭素排出量の大幅削減が実現した。今後もチラーとボイラーについて効率的な運用を図った上で、必要な箇所には随時補修を行い、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいくこと。

また、今年度より廃棄物の分別方法が変更になったことでプラスチック系廃棄物の増大が見込まれたが、分別徹底を図ったことで排出が抑制され、原単位においては削減が実現できた。引き続き分別を徹底し、減量化を図ることで環境負荷の低減に努めること。

実施体制・その他

現行の実施体制として1年半が経過したが、総務は責任者のみの1名、検査も責任者含め2名しかいない。活動内容については今後も部門単位とするが、環境活動組織としては来期より総務・検査部門として統合することとする。

またエコアクション21の第6回中間審査を受審予定であったが、「新型コロナウイルス感染症に係わる緊急事態宣言」発令に関わる特例措置により審査免除となった。日々状況が変化しているため、今後の受審にあたっては前倒しを含め余裕を持って実施していくこと。